

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令

(平成十年十月二十二日政令第三百四十二号)

最終改正：平成一四年三月二十九日政令第八七号

附則 (平成一四年三月二十九日政令第八七号)

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下この条において「法」という。)第四条第三項に規定する承認に係る同条第二項に規定する発行金融機関等(法第二条第七項に規定する協定銀行が当該発行金融機関等に係る法第五条第四項に規定する取得株式等である株式を有している場合における当該株式の発行に係る銀行に限る。以下この条において同じ。)が株式交換又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という。)により完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。)となつている場合の株式交換等により完全親会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下この条において同じ。)となつている銀行持株会社等(法第二条第一項第五号に規定する銀行持株会社等をいう。)(については、この政令の施行の日に当該株式交換等に係る完全親会社となつたものとみなして、第三条の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令第一条の二の規定を適用する。)